

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

2018年版

千葉県特定行政庁連絡協議会

千葉県特定行政庁連絡協議会

千葉県	千葉市
市川市	船橋市
松戸市	柏市
市原市	佐倉市
八千代市	我孫子市
浦安市	習志野市
木更津市	流山市
鎌ヶ谷市	野田市
君津市	成田市
茂原市	四街道市
白井市	印西市

千葉県建築基準法令関係取扱基準集に関するご質問等は
所管行政庁にお問い合わせ下さい

各行政庁お問い合わせ先は千葉県ホームページ
「千葉県建築基準法令関係取扱基準集」に掲載しております

はじめに

千葉県特定行政庁連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）は、建築行政の円滑な運用を図ることを目的として昭和 46 年に設置され、千葉県と県内の特定行政庁および限定特定行政庁から構成されています。

連絡協議会では、建築基準法令の解釈上疑義が生じやすい事項について検討し、県内の統一見解として千葉県建築基準法令関係取扱基準集（以下、「取扱基準集」という。）を作成しています。

また取扱基準集では、全国的に統一された法解釈をするために、日本建築行政会議にて編集された『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例』、『建築物の防火避難規定の解説』を原則取扱基準と定め、建築確認審査・検査の適正かつ円滑な運用を図ることとしています。

このたび、連絡協議会では、建築基準法令の整備状況や改正等の動向等踏まえ、取扱基準集の改訂作業に取り組み、『千葉県建築基準法令関係取扱基準集 2018 年版』を取りまとめたところです。

本書が建築の実務に携わる多くの方々に活用され、安全で安心な建築物の形成に資することを期待しております。

目 次

第1 総則・単体規定

■ 寄宿舍について	2008総則001	1
■ 延焼のおそれのある部分の取り方について	2008総則003	2
■ 居室の採光について	2008総則005	3
■ 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法について	2008総則006	4
■ 建築物の敷地又は建築物(法第67条、法第24条の2に限る)が2以上の地域地区等にわたる場合の取扱いについて	2008総則007	5
■ 用途上可分、不可分の関係について	2008総則008	6
■ 地盤面下の車庫等と地上建築物の一体性の判断について	2013総則009	7
■ 階数に算入しない屋上部分の取扱いについて	2015総則010	8

第2 集団規定

■ 第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて	2008集団001	9
■ 前面道路の反対側に水路等がある場合の法第52条第2項の取扱いについて	2008集団002	10
■ 建蔽率に係る角地緩和の取扱いについて(1)	2008集団003	11
■ 建蔽率に係る角地緩和の取扱いについて(2)	2008集団004	12
■ 建蔽率に係る角地緩和の取扱いについて(3)	2008集団005	13
■ 道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定について(1)	2008集団006	14
■ 道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定について(2)	2008集団008	15
■ 敷地と道路に高低差がある場合について	2013集団009	16
■ 制限の緩和等の取扱いについて	2013集団010	17
■ サービス付き高齢者向け住宅の用途判断について	2015集団011	18

第3 防火避難関係規定

■ 避難階段の構造について	2008防避001	19
■ 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅について	2008防避002	20

第4 条例

■ 路地状の部分の長さの取り方について	2008条例001	21
■ 興行場等の定員について	2008条例002	22
■ 興行場等における屋外に通ずる出入口等について(1)	2008条例003	23

■ 興行場等における屋外に通ずる出入口等について（２）	2008条例004	……	24
■ 興行場等に係る規定の適用除外について	2008条例005	……	25

この取扱基準集は、建築基準法第6条の規定による確認審査等における考え方を示すものです。この取扱基準集にないものについては、下記の刊行物を原則として取扱基準とします。

- 千葉県 改正建築基準法施行条例とその解説 2016年版
（ 監著：千葉県特定行政庁連絡協議会 ）
- 建築物の防火避難規定の解説 2016
（ 編集：日本建築行政会議 発行：株式会社 ぎょうせい ）
- 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017年度版
（ 編集：日本建築行政会議 発行：一般財団法人 建築行政情報センター ）

※この取扱基準集以外に特定行政庁によって別途、取扱基準を定めている場合がございます。又、「申請する審査機関に確認する必要がある。」等とされている項目については、各所管行政庁へ問合せ願います。

略語について

- ・ 法 …… 建築基準法
- ・ 令 …… 建築基準法施行令
- ・ 条例 …… （千葉県）建築基準法施行条例
- ・ 細則等 …… 各所管行政庁による建築基準法施行細則・規則、告示

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

寄宿舎について

=要 旨=

「寄宿舎」とは、複数の寝室を有し、食堂、浴室、便所、台所等の共同施設が設けられたものをいう。

=内 容=

「寄宿舎」とは、事業者等が設置する居住施設で、主として学生、職員、従業員等が共同で生活を行うために、複数の寝室を有し、食堂、浴室、便所、台所等の共同施設が設けられたものをいう。

=備 考=

関係条文	法第2条第二号
関 連	

年度	分類	番号
2008	総則	001

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

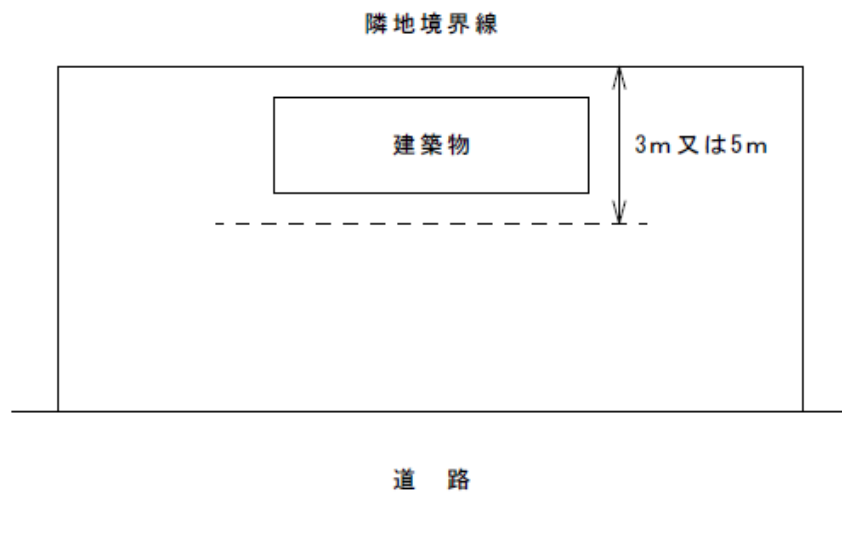
延焼のおそれのある部分の取り方について

=要 旨=

延焼のおそれのある部分とは、外壁面の向きに関係なく1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の範囲内すべてが該当する。

=内 容=

下図の場合、隣地境界線に面する部分だけでなく、外壁はすべて隣地境界線からの延焼のおそれのある部分に該当する。



=備 考=

関係条文	法第2条第六号
関 連	

年度	分類	番号
2008	総則	003

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

居室の採光について

=要 旨=

法第 28 条第 1 項に規定する「その他の開口部」について、光を通さないドア等は該当しない。

=内 容=

法第 28 条第 1 項に規定する「採光のための窓その他の開口部」とは、採光条件を満足しなければならないものであるから、光を通さないドア等は採光のための開口部とはならない。

なお、シャッター、雨戸等については、防犯や管理上に設けられるものであって日中常時開放である場合に限り、開口部分を有効採光面積に算入できる。

=備 考=

関係条文	法第 28 条第 1 項
関 連	

年度	分類	番号
2008	総則	005

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法について

=要 旨=

法で要求されるもの以外に、任意に設置する階段についても、寸法の規定の適用がある。

=内 容=

令第 23 条から令第 25 条までに規定する階段の構造関係の規定は、令第 27 条に規定する特殊の用途に専用する階段を除き、すべての階段に適用する。

=備 考=

令第 23 条：階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法

令第 24 条：踊場の位置及び踏面

令第 25 条：階段等の手すり等

関係条文	法第 36 条、令第 23 条～令第 25 条
関 連	

年度	分類	番号
2008	総則	006

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

建築物の敷地又は建築物（法第 67 条、法第 24 条の 2 に限る）が 2 以上の地域、地区等にわたる場合の
取扱いについて

＝要 旨＝

法第 91 条の規定は原則として敷地の過半の属する区域、地域または地区内の規定を適用することを規定しているが、同条の括弧書きの取扱いをまとめると主に下表のようになる。

＝内 容＝

規制の性格と適用方法

区域等	規制の性格	原則	適用
容積率（法第 52 条） 建蔽率（法第 53 条）	密度規制	平均主義	敷地面積の加重平均による
外壁後退距離（法第 54 条） 高さ制限（法第 55 条） 斜線制限（法第 56 条） 高度地区（法第 58 条）	形態規制	部分主義	敷地の各部分ごとの制限による
日影規制（法第 56 条の 2）	日影時間規制		日影を生じさせる区域の制限による
防火地域、準防火地域 （法第 67 条） 法第 22 条区域 （法第 24 条の 2）	防火規制	全部主義	厳なる方の規制による
要確認区域（法第 6 条） 都市計画区域（法第 41 条の 2） 用途地域（法第 48 条） 高度利用地区（法第 59 条）	用途規制等	過半主義	敷地の過半に属す区域等の制限による

＝備 考＝

建築物の敷地が 3 つ以上の用途地域にまたがっている場合の用途規制については、法第 91 条の趣旨にしたがって取扱う。つまり、ある建築物がその敷地に建築できるかどうかは、当該敷地において当該建築物を建築できる用途地域の面積の合計が過半を占めているかどうかによって定まることとなる。

関係条文	法第 91 条
関 連	

年度	分類	番号
2008	総則	007

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

用途上可分、不可分の関係について

＝要 旨＝

建築物の敷地を設定する際の用途上可分、不可分の関係は、建築物の用途面における機能上の関連性に着目して判定される。

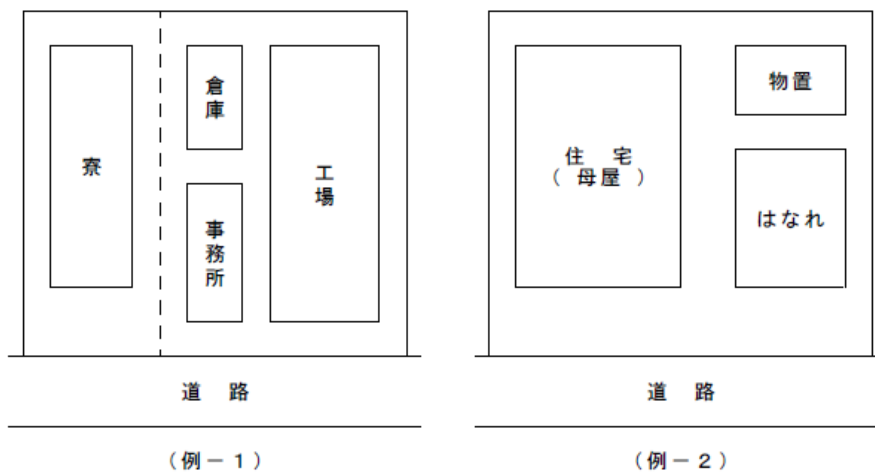
＝内 容＝

「用途上不可分の関係にある2以上の建築物」とは同一敷地内2棟以上の建築物があり、それぞれの棟に敷地分割することによって、それぞれの建築物の用途上の機能が満たされないため、敷地分割のできない建築物群をいい、一般的には、敷地の用途を決定する建築物（主要用途建築物）とこれに関連する建築物（付属建築物）とから構成される。

例-1 は、工場、寮とも独立した機能を持ち、併設されているだけであり、可分。工場と事務所、倉庫は、付属関係にあると考えられるので、不可分。

例-2 は、住宅の母屋とはなれ、物置は付属関係にあるので、不可分。

なお、この他にも共同住宅と自転車置き場、学校校舎と体育館なども付属関係にあるので、不可分。



＝備 考＝

用途上可分か否かの判定は、建築物の用途面における機能上の関連性に着目して行われるものであって、土地または建築物の所有状況は直接これに影響を及ぼさない。

令第1条：政令における用語の定義

関係条文	令第1条第一号
関 連	法第2条

年度	分類	番号
2008	総則	008

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

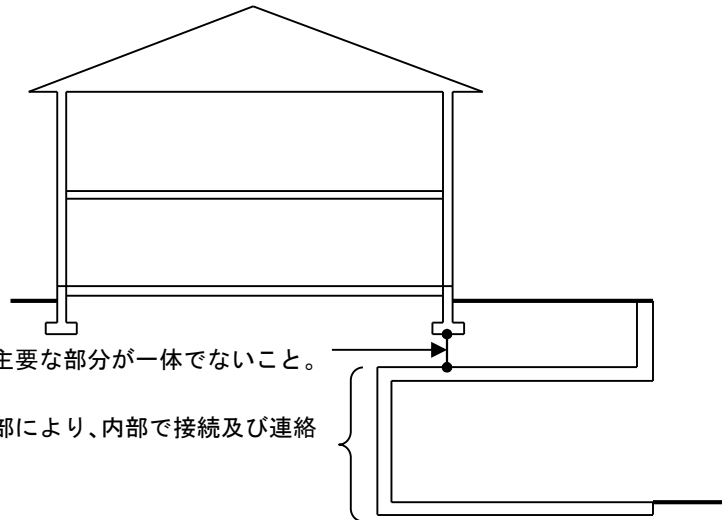
地盤面下の車庫等と地上建築物の一体性の判断について

=要 旨=

複数の建築物が平面上重なっている場合、以下の要件を全て満たしたものは別棟として扱うこととする。

=内 容=

- 【要件】
- ① 階段等開口部により、内部で接続及び連絡がないこと。
 - ② 構造耐力上主要な部分が一体でないこと。



=備 考=

平面上重なる建築物の用途及び規模の制限はない。

関係条文	法第6条第1項
関 連	

年度	分類	番号
2013	総則	009

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

階数に算入しない屋上部分の取扱いについて

= 要 旨 =

昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分とは、当該部分以外の建築物の屋根の面より高い位置に設けられるもののうち、用途上、機能上及び構造上、屋上に設けることが適当であるものをいうが、令第2条第1項第八号に例示されていないものを定めるものである。

= 内 容 =

「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分」は以下のものが該当する。

- ① 昇降機塔、装飾塔、物見塔
- ② 屋上部分の利用のための階段室
- ③ 昇降機の利用のための乗降ロビー
- ④ 用途上、機能上及び構造上、屋上に設けることが適当な各種機械室
- ⑤ 上記に付属する階段室等

「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するものは、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017年度版 P109 階数に算入しない屋上部分」による。

なお、④の各種機械室については、その部分の床面積が各種機器及びそのメンテナンススペース程度のものに限る。その他のものについても同様に、必要最低限のスペースとしたものに限る。

= 備 考 =

階数の解釈について(建築基準法質疑応答集応用技術編 P. 270)

関係条文	令第2条第1項第八号
関 連	

年度	分類	番号
2015	総則	010

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて

= 要 旨 =

第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いは、以下のとおりとする。

= 内 容 =

第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅は、各住戸内店舗の面積が、当該住戸の2分の1以下、かつ建築物内の各店舗の床面積の合計が50㎡以下でなければならない。

住戸 A	住戸 B	住戸 C
a	b	c

A、B、Cは 店舗部分を含む各住戸の床面積の合計

a、b、cは 各住戸内店舗部分の床面積の合計

$$a + b + c \leq 50 \text{ m}^2 \quad \text{かつ} \quad a \leq 1/2A、b \leq 1/2B、c \leq 1/2C$$

= 備 考 =

令第130条の3：第1種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅

関係条文	法第48条第1項、令第130条の3
関 連	

年度	分類	番号
2008	集団	001

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

前面道路の反対側に水路等がある場合の法第 52 条第 2 項の取扱いについて

=要 旨=

法第 52 条第 2 項の前面道路による容積率は、前面道路の反対側に水路等がある場合、その前面道路の幅員に水路等の幅を含めることはできない。

=内 容=

法第 52 条第 2 項で前面道路の幅員が 12m 未満の場合は、幅員に住居系の用途地域で 0.4、その他の地域で 0.6 を掛けたもの以下でなければならないことになっているが、それは建築物の密度を規制することにより、道路交通等の負担を間接的に制御することが目的のひとつであり、当該水路等を含めることはできない。

=備 考=

関係条文	法第 52 条第 2 項
関 連	

年度	分類	番号
2008	集団	002

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

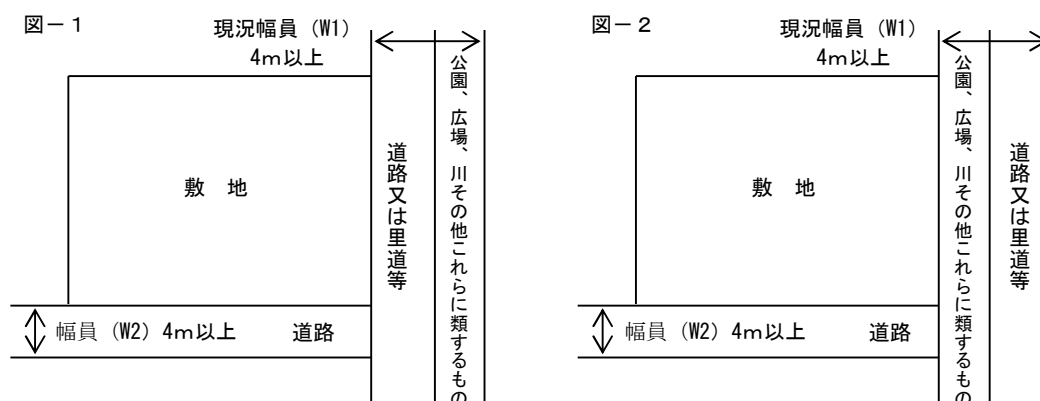
建蔽率に係る角地緩和の取扱いについて（１）

＝要 旨＝

道路又は里道等（法第 42 条には該当しない）に並行して水路等がある場合の建蔽率の角地緩和の適用については、これらの両者の幅員の合計が 4m 以上ある場合においては、これらを細則等の建蔽率の角地緩和に係る規定による「公園等」として取扱う。

＝内 容＝

細則等の建蔽率の角地緩和に係る規定の取扱いについて、建築物の敷地に接する道路若しくは里道等（法第 42 条には該当しない）の反対側に水路等の「公園、広場、川その他これらに類するもの」がある場合（図－1）又は建築物の敷地に接する水路等の「公園、広場、川その他これらに類するもの」の反対側に道路若しくは里道等（法第 42 条には該当しない）がある場合（図－2）において、これらの両者の幅員の合計が 4m 以上ある場合においては、当該幅員の数値のものを細則等の規定による「公園等」として取扱う。



角地緩和の適用要件： $W1 + W2 \geq 10m$

＝備 考＝

「角地緩和」：特定行政庁が指定する街区の角などに敷地がある場合、定められた建蔽率に 10 分の 1 を加えられる。

関係条文	法第 53 条第 3 項第二号、細則等(角地緩和)
関 連	

年度	分類	番号
2008	集団	003

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

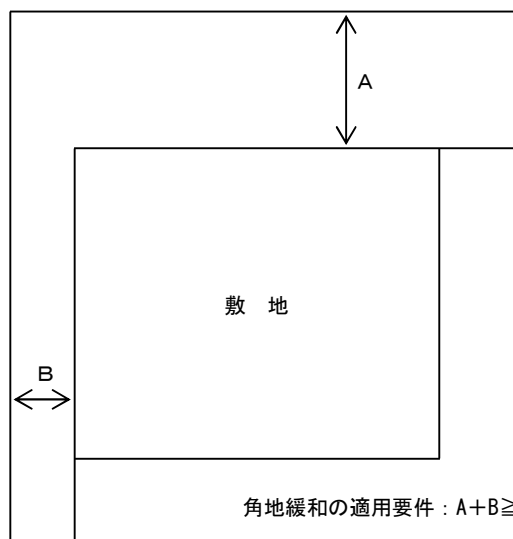
建蔽率に係る角地緩和の取扱いについて（２）

＝要 旨＝

L形状の道路に接する敷地の法第53条第3項第二号（街区の角にある敷地）の取扱いについては、120°以内であれば街区の角地としてみられる。

＝内 容＝

120°以内に交わるL形状の道路に接した敷地は、細則等の建蔽率の角地緩和に係る規定による街区の角にある敷地に該当する。またそれぞれの道路に2m以上の接道が必要となる。



角地緩和の適用要件： $A+B \geq 10m$ かつ $A \geq 4m$ 、 $B \geq 4m$

法第42条2項道路の幅員は原則4mと扱う

＝備 考＝

道路斜線制限について

120°以内に交わるL形状の道路に接した敷地は2以上の前面道路があるものとして、令第132条（2Aかつ35mの緩和）並びに条例第14条第2項及び第23条第2項についても適用する。（天空率の場合も同じ）

※角度の計測位置の取扱いについては、各所管行政庁へ問合せ願います。

関係条文	法第53条第3項第二号、細則等（角地緩和）
関 連	

年度	分類	番号
2008	集団	004

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

建蔽率に係る角地緩和の取扱いについて（3）

＝要 旨＝

建蔽率の角地緩和において、「公園等」には水面、水路、里道等（法第 42 条には該当しない）及び線路敷が含まれる。

＝内 容＝

細則等の建蔽率の角地緩和に係る規定は、街区の角にある敷地の建蔽率の限度に 10 分の 1 を加えられる規定であり、敷地が接する部分に空地がある場合に適用できると解するので、「公園等」には水面・水路、里道等（法第 42 条には該当しない）及び線路敷（駅舎等が建築され、建築物の敷地となっている部分に接する部分は除く。）も含む。

＝備 考＝

【用語の定義】

水面、水路、里道等（法第 42 条には該当しない）：公的所有管理され、公図等で確認でき、かつ将来にわたって形態・空間が確保されるもの

関係条文	法第 53 条第 3 項第二号、細則等（角地緩和）
関 連	

年度	分類	番号
2008	集団	005

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

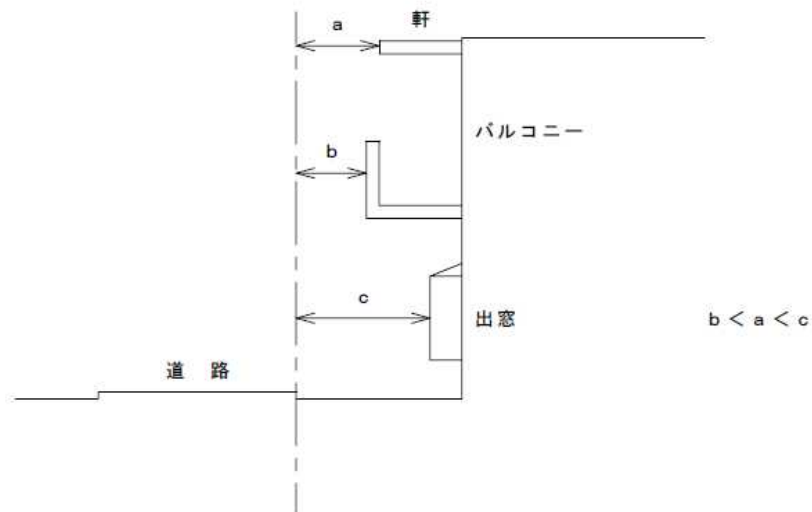
道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定について（１）

=要 旨=

道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定は、前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。

=内 容=

法第 56 条第 2 項により後退距離は、建築物から前面道路の境界線までの水平距離のうち、最小のものと規定されている。したがって、図の場合の後退距離は b となる。



※ 図中 b および c は、壁芯からではなく壁面からの距離

=備 考=

関係条文	法第 56 条第 2 項
関 連	

年度	分類	番号
2008	集団	006

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

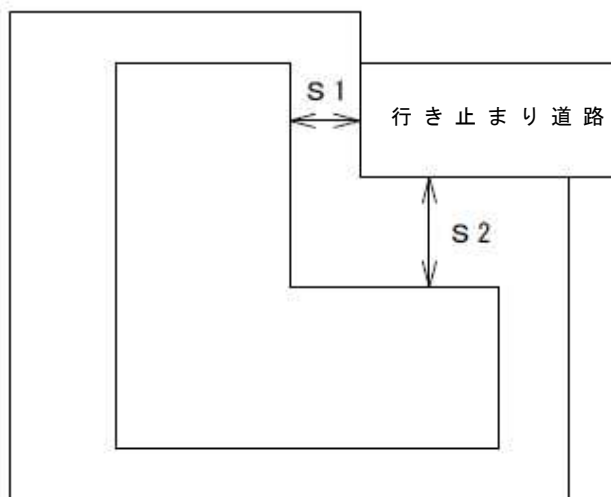
道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定について（２）

＝要 旨＝

行き止まり道路に接する敷地の後退距離について、前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。

＝内 容＝

S1とS2で幅の狭い方を後退距離とする。



＝備 考＝

関係条文	法第 56 条第 2 項
関 連	

年度	分類	番号
2008	集団	008

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

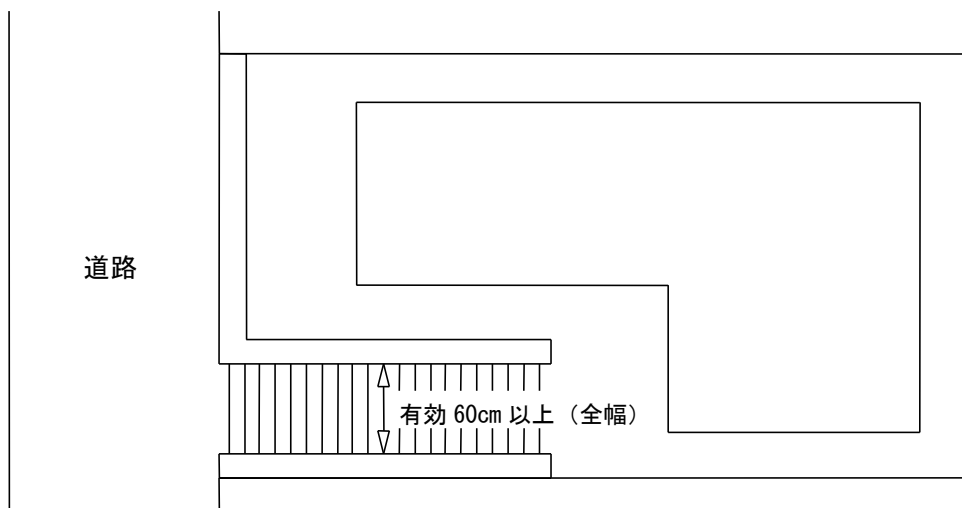
敷地と道路に高低差がある場合について

=要 旨=

敷地と道路に高低差がある場合の取扱いは、以下のとおりとする。

=内 容=

建築基準法令等において、敷地内に通路等を設けることが求められている場合を除き、建築物から道路まで原則として幅60cm以上の通路（階段及びスロープ部分含む）が確保されている場合は、接道しているものとして扱う。



=備 考=

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2013 年度版」P106 の補足

関係条文	法第 43 条
関 連	

年度	分類	番号
2013	集団	009

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

制限の緩和等の取扱いについて

=要 旨=

建築基準法における道路、公園等による緩和について、下表のとおり取り扱うこととする。

=内 容=

【表】

項目等	道路	線路敷	高架		公園・広場	川・水面・水路 ・里道等
			道路	線路敷		
採光 令第20条	道路の反対側 の境界線	1/2	× ※1		1/2	1/2
道路斜線 令第134条	道路の反対側 の境界線	線路敷の 反対側の 境界線	道路の 反対側の 境界線	線路敷の 反対側の 境界線	公園・広場の反 対側の境界線	川・水面・水路 ・里道等の反対 側の境界線
隣地斜線 令第135条 の3	/	1/2	/	1/2	1/2 ※4	1/2
北側斜線 令第135条 の4	道路の反対側 の境界線	1/2	道路の 反対側の 境界線	1/2 ※3	×	1/2
日影規制 令第135条 の12	1/2(道路幅が 10mを超える ときは反対側 の境界線から 5m)	1/2(幅が10 mを超えると きは反対側の 境界線から5 m)	1/2(幅が10mを超 えるときは反対側の境界 線から5m) ※3		×	1/2(幅が10 mを超えると きは反対側の 境界線から5 m)
角地緩和 法第53条第3 項第二号 ※5	○	○ ※2	○ ※3	×	○ ※2	○ ※2

※1：高架の上面については1/2緩和可

※2：線路敷、公園等の幅員の合計が4m以上となるもの

※3：高架の下を現に建築物の敷地として利用している場合には緩和不可

※4：都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く

※5：細則等による。

=備 考=

【用語の定義】

1. 道路：建築基準法第42条の道路
2. 線路敷：線路が敷設されている部分（駅舎等の建築物がある部分（計画が明らかな場合を含む）を除く）
3. 高架：地表面より高く橋梁形式の構造になっているもの
4. 公園、広場、川、水面、水路、里道等：公的所有管理され、公図等で確認でき、かつ将来にわたって形態・空間が確保されるもの

【注意事項】

1. 上表の取扱いに関しては原則であり、敷地の状況により異なる場合がある。
2. 管理者を謄本等により確認すること。

関係条文	表中に記載
関 連	

年度	分類	番号
2013	集団	010

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

サービス付き高齢者向け住宅の用途判断について

=要 旨=

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)(以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項の規定に基づく「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受ける建築物」の用途判断について、以下のとおりとする。

=内 容=

老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する場合は、建築基準法上も有料老人ホームとして扱う。有料老人ホームに該当しない場合は、実態に応じて、共同住宅、寄宿舎等として扱う。また、併設する「サービス提供施設」については、当該部分の根拠となる介護保険法等の用途による。

高齢者住まい法 第5条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受ける建築物		
	サービス付き高齢者向け住宅		サービス提供施設
	有料老人ホーム	高齢者向けの賃貸住宅	
老人福祉法 第29条第1項	該当	非該当	非該当
建築基準法上の用途	有料老人ホーム	共同住宅、寄宿舎等	提供する各福祉サービスの根拠となる法律の用途による

=備 考=

老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するかどうかは、各行政庁の老人福祉法を所管している部署へお問い合わせください。

有料老人ホーム【老人福祉法第29条第1項】

老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(洗濯、掃除等の家事又は健康管理)の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの。

関係条文	法第2条第1項第二号, 法第48条
関 連	老人福祉法第29条第1項

年度	分類	番号
2015	集団	011

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

避難階段の構造について

=要 旨=

階段に面する開口部（出入口以外）において、ガラスブロックは緩和の対象とならない。

=内 容=

ガラスブロックは開口部の扱いとなり、緩和規定にもあたらないため、使用することはできない。
ただし、防火設備として大臣認定を受けたものについては、使用可能である。

=備 考=

「壁」として大臣認定を受けたものについても、使用可能である。

令第123条：避難階段及び特別避難階段の構造

関係条文	法第35条、令第123条第2項第一号
関 連	

年度	分類	番号
2008	防避	001

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅について

=要 旨=

令第124条第2項の「もつぱら一若しくは二の……」とは、地上階で1つの階又は2つの階で専用する階段や出入口の幅をいう。

=内 容=

令第124条第2項の規定は、地上階において、1つの階又は2つの階で専用する階段及びその出入口は、その避難する人員が少ないので、その幅の計算に関しては1.5倍あるとみなして、第1項の規定を適用することとしたものである。

つまり、地上階で1つの階又は2つの階で専用する階段や出入口の幅は、1.5倍あるものとみなされる。

=備 考=

令第124条：物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅

関係条文	法第35条、令第124条第2項
関 連	

年度	分類	番号
2008	防避	002

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

路地状の部分の長さの取り方について

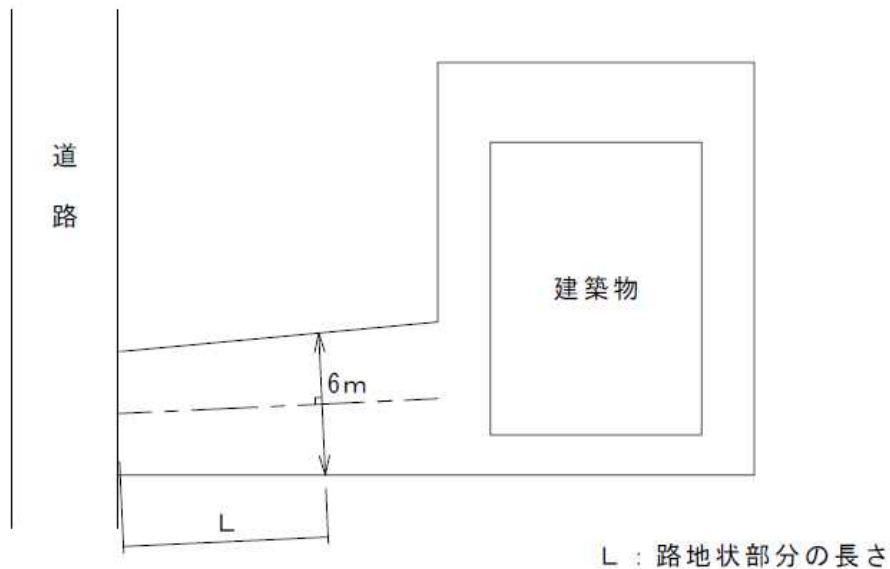
=要 旨=

条例第7条における路地状の部分の長さの取り方は、幅員6m未満の部分とする。

=内 容=

幅員6m未満の部分について、路地状の部分とする。

なお、路地状部分の長さは、路地状の部分の幅員の中心で測った長さとする。



=備 考=

関係条文	法第43条第2項、条例第7条
関 連	

年度	分類	番号
2008	条例	001

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

興行場等の定員について

=要 旨=

興行場等の定員の算定は、条例第 13 条の 2 による。

=内 容=

事業者側が現在の事業計画に基づき収容人数を設定していたとしても、条例の適用にあたっては、定員の算定は条例第 13 条の 2 による。この規定の算定方法以外の定員としようとする場合には、条例第 22 条の 3 に基づく認定が必要となる。

=備 考=

条例第 13 条の 2 : 興行場等の定員

関係条文	法第 40 条、条例第 13 条の 2
関 連	

年度	分類	番号
2008	条例	002

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

興行場等における屋外に通ずる出入口等について（１）

＝要 旨＝

条例第 16 条第 1 項第一号における「出入口」の取扱いは、一連かつ避難方向が一方向になる場合は、その出入口は一つとみなされる。

＝内 容＝

条例第 16 条第 1 項第一号は、火災その他の緊急時に避難者が一つの出入口に集中しないよう出入口を 2 ヶ所以上設けることを義務付けたものであり、規模や平面計画によっては、数箇所の出入口が設置してあっても、それらが一連で、かつ、避難方向が一方向になる場合は、その出入口は一つとみなされる。

＝備 考＝

条例第 16 条：屋外に通ずる出入口等

関係条文	法第 40 条、条例第 16 条第 1 項第一号
関 連	

年度	分類	番号
2008	条例	003

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

興行場等における屋外に通ずる出入口等について（２）

＝要 旨＝

条例第 16 条第 1 項第三号における「出入口の幅員」とは、一連の開口部の合計の幅員とする。

＝内 容＝

この規定は、屋外に通ずる出入口が火災その他の緊急避難時の支障となりやすい場所であるため、最低限必要な幅員として 1m を確保することとしている。したがって、避難時に有効に利用できる一連の開口部であれば、これらの幅員の合計を「出入口の幅員」とすることができる。例えば、幅 900mm の扉が 2 枚併設してあるような場合に、日常的に 1 ヶ所の出入口として利用されていて、開放された時有効に扉 2 枚分の幅が利用できれば良いものとする。

＝備 考＝

条例第 16 条：屋外に通ずる出入口等

関係条文	法第 40 条、条例第 16 条第 1 項第三号
関 連	

年度	分類	番号
2008	条例	004

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

興行場等に係る規定の適用除外について

=要 旨=

特殊な構造方法等の興行場等に係る条例の規定の適用については、条例第 22 条の 3 により知事が認定した場合に限り、適用除外となる。

=内 容=

次のような場合については、条例第 22 条の 3 により、興行場等に係る規定に定める基準による場合と同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと知事が認定した場合に限り、興行場等に係る規定が適用除外となる。

1. 屋外観覧場、360 度舞台など特殊な舞台の劇場、座席ごと建物の内部を移動していく劇場等、予測しえない特殊な構造方法等の興行場等に条例を適用する場合
2. 興行場等の運営方法や管理方法等により、条例の各規定をそのまま適用することが不合理な場合

=備 考=

条例第 22 条の 3 : 興行場等に係る規定の適用除外

関係条文	法第 40 条、条例第 22 条の 3
関 連	

年度	分類	番号
2008	条例	005

「千葉県建築基準法令関係取扱基準集」更新履歴

	見出番号 (更新日当時)	欄	前	後	更新日
削除	2008総則002	——	「地盤面を算定する領域の設定の方法について」	——	H22.10.1
削除	2008総則004	——	「大規模の修繕と大規模の模様替の解釈について」	——	H22.10.1
削除	2008集団007	——	「道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定について(2)」(敷地と道路に高低差がある場合の後退距離)	——	H22.10.1
修正	2008集団006	要旨	算定は、前面道路のうち	算定は、前面道路の境界線までの水平距離のうち	H22.10.1
修正	2008条例001	関係条文	法第40条	法第43条第2項	H22.10.1
変更	——	——	建築物の防火避難規定の解説 2005 (第6版)	建築物の防火避難規定の解説 2012 (第7版)	H25.11.1
追加	2013総則009	——	——	「地盤面下の車庫等と地上建築物の一体性の判断について」	H25.11.1
追加	2013集団009	——	——	「敷地と道路に高低差がある場合について」	H25.11.1
追加	2013集団010	——	——	「制限の緩和等の取扱いについて」	H25.11.1
変更	——	——	建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2009年版	建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2013年度版	H27.5.18
追加	2015総則010	——	——	「階数に算入しない屋上部分の取扱いについて」	H27.5.18
追加	2015集団011	——	——	「サービス付き高齢者向け住宅の用途判断について」	H27.5.18
修正	協議会名簿	——	——	問い合わせ先について 追記	H30.6.1
追加	はじめに	——	——	取扱基準集の説明について	H30.6.1
修正	目次	2008総則007	建築物の敷地が2以上の地域	建築物の敷地又は建築物が2以上の地域	H30.6.1
修正	目次	2008集団003	建ぺい率に係る角地緩和の取扱いについて(1)	建蔽率に係る角地緩和の取扱いについて(1) 常用漢字に改訂されたことより、以後「建ぺい率」は「建蔽率」とする。	H30.6.1
変更	目次	——	千葉県改正建築基準法施行条例とその解説 2004年版	千葉県改正建築基準法施行条例とその解説 2016年版	H30.6.1
変更	目次	——	建築物の防火避難規定の解説 2012 (第7版)	建築物の防火避難規定の解説 2016	H30.6.1
変更	目次	——	建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2013年度版 発行:財団法人建築行政情報センター	建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2017年度版 発行:一般財団法人建築行政情報センター	H30.6.1
修正	目次	——	「ただし、次の更(内容)については、除く。～各所管行政庁へ問い合わせ願います。」	文言の修正	H30.6.1

修正	目次	——	細則 …… 千葉県建築基準法施行細則	細則等 …… 各所管行政庁による建築基準法施行細則・規則、告示	H30.6.1
修正	2008総則001	内容	学校、事務所、病院、工場等の事業者が設置する居住施設で	事業者等が設置する居住施設で	H30.6.1
修正	2008総則007	——	建築物の敷地が2以上の地域	建築物の敷地又は建築物(法第67条、法第24条の2に限る)が2以上の地域	H30.6.1
修正	2008総則007	内容	22条区域	法第22条区域	H30.6.1
修正	2015総則010	内容	——	文体の修正 「各種機械室については、その部分の床面積が各種機器及びメンテナンススペース程度に限る。その他のものについても同様に、必要最低限のスペースとしたものに限る。」の補足。	H30.6.1
修正	2008集団003	要旨	——	文体の修正	H30.6.1
修正	2008集団003	内容	——	文体及び図の修正 「現況幅員(W1)4m以上 幅員(W2)4m以上 角地緩和の適用条件:W1+W2 \geq 10m」の補足	H30.6.1
修正	2008集団003	関係条文	細則第16条	細則等(角地緩和)	H30.6.1
修正	2008集団004	内容	…千葉県建築基準法施行細則第16条第一号の街区の角にある敷地に該当する。またそれぞれの道路に2以上の(条例第14条第2項及び第23項第2項の規定を含む)接道が必要となる。	…細則等の建蔽率の角地緩和に係る規定による街区の角にある敷地に該当する。またそれぞれの道路に2以上の接道が必要となる。 図より角度を削除及び「A+B \geq 10」の補足	H30.6.1
修正	2008集団004	備考	——	内容の欄より「条例第14条第2項及び第23条第2項」について転記と取扱いについて補足	H30.6.1
修正	2008集団004	関係条文	細則第16条	細則等(角地緩和)	H30.6.1
修正	2008集団005	要旨	建ぺい率に係る角地緩和において、「公園等」には線路数が含まれる。	建蔽率に係る角地緩和において、「公園等」には水面、水路、里道等(法第42条非該当)及び線路数が含まれる。	H30.6.1
修正	2008集団005	内容	千葉県建築基準法施行細則第16条は、…解するので線路数も含む。ただし駅舎等が…部分は除く。	細則等の建蔽率の角地緩和に係る規定は、…解するので「公園等」には、水面、水路、里道等(法第42条非該当)及び線路数(ただし駅舎等が…部分は除く。)も含む。	H30.6.1
修正	2008集団005	備考	細則第16条:空地制限の特例	「細則第16条」の削除 「用語の定義」の追加	H30.6.1
修正	2008集団005	関係条文	細則第16条	細則等(角地緩和)	H30.6.1
修正	2008集団008	内容	——	図に「行き止まり道路」と追記	H30.6.1
修正	2013集団010	内容	——	文言の修正	H30.6.1
修正	2013集団010	備考	…水路:公的所有管理され、…かつ形態・空間のあるもの	…水路、里道等:公的所有管理され、…かつ将来にわたって形態・空間が確保されるもの	H30.6.1
修正	2010条例001	内容	——	なお、路地状部分の長さは、路地状の部分の幅員の中心線で測った長さとする。	H30.6.1
修正	2010条例001	備考	——	「条例第7条:敷地と道路との関係」の削除	H30.6.1